農地法第3条許可申請書の添付書類

【必要添付書類】

	【20·女孙门自汉】					
No.	Ŋ	区 分		備考		
		農地法第3条の規定による許可申請書				
		申請に係る土地の登記事項証明書		全部事項証明書に限る		
		住 民 票	譲受人	住民票謄本(世帯主名や本籍地等の表示は不要です)		
			譲渡人	住民票抄本(世帯主名や本籍地等の表示は不要です)		
			売 買			
			贈与			
		契 約 書	賃貸借	該当する契約書(写し)を提出		
			使用貸借			
			交 換			
		一地 図	地番表示図	法務局(下妻)が発行する公図等		
			案内図	位置図(1/25000)、近隣図(住宅地図等)に申請地を印す		
		誓約書		譲受人の自署		
		申請理由書		任意様式(受人・渡人のそれぞれの理由を記入)		

【案件により必要となる書類】

<u> </u>					
No.	Ŋ	区 分		備 考	
		委任状		当事者の自署により作成すること	
		戸籍附票等		登記上の住所と現住所が異なる場合	
		耕作証明書		譲受人が町外者の場合に要する(住所地の農業委員会発行)	
			農地等利用計画書(様式1-10)	所定の様式を使用	
			申請地に係る収支計画書	所定の様式を使用	
		相続系譜図、戸籍牌	警本、遺産分割協議書 等	相続登記が済んでいない場合	
		早期転用·転売理由	3書(任意様式)	土地の登記簿謄本において、登記原因が相続以外の場合で、かつ所有者を本申請の渡人の名義とする旨の登記の受付日から起算して、本申請日現在で3年を経過していない場合にのみ添付	
		その他		個々の案件に応じて、上記以外の書類等が必要になる場合があります	

【受人が農地所有適格法人の場合】

No.	\square	区 分	備考
		法人登記簿謄本	法務局
		定款の写し	法務局
		組合員名簿又は株主名簿の写し	法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ
		構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置 法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面(農林 水産大臣の承認通知の写しなど)及びその構成員の株主名簿 の写し	「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第 5条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ
		構成員が農地法第2条第3項第2号チに掲げる者(農業関係者以外で農業生産法人の構成員となることが認められる者)であることを証明する書面(法人が生産した農作物の購入についての契約書の写しなど)	農業関係者以外の者を構成員とする場合のみ
		農地法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる者(農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者)であることを証明する書面(農林水産大臣の認定通知の写しなど)	上記の構成員に、農業生産法人の農業経営の改善に特に 寄与するものがいる場合のみ

- ※添付書類のうち証明書類については、発行日が申請日から3ヶ月以内の原本に限り、有効とします。
- ※申請に関する書類の押印について、シャチハタ印は使用できません。
- ※この添付書類は、農地法に基づく申請の審査に要する書類ですが、県内で統一されるものではありません。
- ※譲受(借受)人において、現在所有している農地のうち、違反転用や適正な農地管理がなされていない場合、申請の 受付又は申請に対する承認はできません。再度申請をする際は、農地へ完全に復元してからお願いします。

○お問い合わせ 五霞町農業委員会事務局 №0280-84-2582(直通)